

〇土地収用法第 20 条第 3 号要件（位置、代替案）に係る主な意見

○都市計画変更が平成 25 年 8 月 27 日の地元説明会から 8 年数か月後になされている。なぜこの様に多年の年月を要したのか。愛知県の事業認定の重要要素となるか。

⇒ 問題があるものとは認められない。

※蒲郡市の都市計画は「蒲郡市都市計画マスタープラン」で定められており、10 年単位での計画となっているため、8 年という期間が特に長いとは思われない。

※事業計画が都市計画と整合しているかについては、事業認定にあたり重要な要素となる。
なお、本件事業は一部隅切り部を除き都市計画と整合しているため問題はないと考える。

〇土地収用法第 20 条第 3 号要件（施設の必要性）に係る主な意見

○国道 23 号線バイパスの蒲郡インター、御津為当インター間が今年度中(令和 6 年度)に開通(全線開通)されることになっており、蒲郡西インター～国道 247 号バイパス交差点神ノ郷町上野の間の利用車両数は激減すると思われます。

⇒ 一定の効果はあるものと考えられる。

※市(道路管理者)は、本件箇所を除く蒲郡環状線を完成もしくは道路築造中である。

※国道 23 号バイパスは令和 7 年 3 月 8 日に開通している。

※令和 22 年度の交通量推計を行っており、その推計によると本件事業が行われず環状機能が確保されない場合、市道宮成町清田前田 1 号線において現状よりは減るものの 5,400 台/日(混雑度 1.63)の交通量が予想され、渋滞は解消されない。本件事業が完成することで 1,600 台/日(混雑度 0.77)と交通量を減らすことができ、交通渋滞の緩和が期待できる。

〇土地収用法第 20 条第 4 号要件（緊急性）に係る主な意見

○平成 25 年 8 月 27 日以降、西部小学校の児童が被害者となる交通人身事故が発生したとの話を聞いていない。

○神ノ郷町総代、西部小学校関係者から工事早期完成、供用開始の要望もされていないと聞いている。

⇒ 問題があるものとは認められない。

※国京宮間 2 号線の起点及び終点で令和 3 年～4 年にかけて人身事故 1 件、物損事故 9 件の計 10 件の事故が発生している。

※西部小学校関係者から毎年の通学路危険箇所として本路線があげられており、神ノ郷総代からは平成 23 年、24 年に要望書の提出と以降は口頭で本路線の早急な整備を要望されていることから、早急に整備をする必要があるものと認められる。

〇その他の意見

◇用地測量

○用地の境界点確認について。矢印杭を使用して境界点を表示すべきところを、蒲郡市は境界点を示すプラス杭を使用した。↑と＋の使用では境界点が相違することは明らかである。このため私は↑杭に改める様に申し出をしたが、私の意見を無視し蒲郡市は＋杭で対応した。後日の地積測量も＋杭の中心点として実施された。そのため、正しい面積と相違を生じた。

⇒ 審査対象外。

※個人の所有する土地の境界確認については、当該事業の認定において判断することでない。

※なお、起業者からは、「平成 27 年 1 月 23 日の境界立会で同意を得られなかったことは事実である。しかし、平成 29 年 10 月 18 日に再境界立会を行い、起業地内の境界については同意を得ている」との資料が提出されている。

◇市の対応について

○蒲郡市の本件事業の道路用地取得の執行過程において、「市がやっては、いけない」方法、内容により取得(買収)しようとし、更に、蒲郡市はその原因は、地権者にあると、蒲郡市の不正の責任を地権者に責任転嫁をしようとした。
この様に不正な方法、内容に執行された又、執行されようとする、今回の道路新設工事を容認し、賛成、賛同することはできない。

○愛知県知事に要望します。まず愛知県知事が事業認定する前に、蒲郡市が実施した又実施しようとしている用地買収の対応、その結果を確認し必要であれば先ず愛知県が蒲郡市を指導した後、事業認定をされるようお願いいたします。

⇒ 審査対象外。

※市の用地取得のための個別交渉の適否については、当該事業の認定において判断することでない。